令和4年度 厚生労働科学研究費補助金(食品の安全確保推進研究事業) ウエルシュ菌食中毒の制御のための検査法の開発 及び汚染実態把握のための研究 研究代表者 大西貴弘 国立医薬品食品衛生研究所

## 分担研究報告書

食品中のウエルシュ菌の汚染実態調査 研究分担者 渡辺麻衣子 国立医薬品食品衛生研究所

#### 研究要旨

ウエルシュ菌食中毒は、大量調理時に発生する事例が多い。また、肉類の総菜が原因 食品とされる事例が多く、肉類がウエルシュ菌の汚染源となっていると考えられてきた。 しかしながら、これまで網羅的なウエルシュ菌汚染実態調査がほとんど行われておらず、 食品中のウエルシュ菌の分布実態は明らかとなっていない。そこで本研究では、統一さ れた検査手法を用いて、流通量がある程度多い網羅的な食品を検体としたウエルシュ菌 汚染実態調査を行い、ウエルシュ菌食中毒のリスクが高い食品を明確化することを目的 とした検討を行った。鶏肉、牛肉、豚肉、海藻、貝類、魚・エビ類、根菜等、カレー粉 および出汁・乾物から計 255 検体の食品を小売店から購入し供試した。 食品検体をチオ グリコレート液体培地中でホモジナイズし、24 時間 42℃で嫌気培養して増菌培養液を 調製した。増菌培養液から DNA を抽出し、α毒素産生遺伝子(cpa)およびエンテロトキ シン産生遺伝子(cpe)を PCR で検出した。また増菌培養液を途抹して嫌気培養を行い、 形成されたコロニーにおいてもこれら2種の毒素産生遺伝子をPCRで検出した。その結 果、肉類および根菜等からは、cpe およびこれを保有する生菌は確認されず、これら食 品が食中毒原因菌の汚染源となるリスクは低いことが示唆された。一方、乾物や海洋沿 岸部で捕獲あるいは養殖された貝、エビ、海藻では、cpe またはこれを保有する生菌が 複数検出された。このことは、海洋沿岸部におけるウエルシュ菌の汚染や、食品加工の 乾燥工程におけるウエルシュ菌の選択的な生残と関連があると考えられた。

研究協力者

川上 浩 共立女子大学 橋元 優香 共立女子大学

A. 研究目的

ウエルシュ菌 (*Clostridium perfringens*) は、ヒトや動物の大腸内常在菌であり、土壌や下水、河川、海等にも広く分布し、食肉、魚介類あるいは野菜など多くの食品を汚染している。本菌は食中

毒の原因菌となるが、食中毒原因菌となり うる株は、全ての Clostridium perfringens ではなく、芽胞形成時にエン テロトキシン(Clostridium perfringens enterotoxin: CPE) を産生するウエルシュ 菌に限られる。ウエルシュ菌は産生する毒 素の種類と産生量によって A 型から E 型 までの5毒素型に分けられるが、A型ウエ ルシュ菌のみが食中毒の原因となること が知られており、食中毒由来株におけるエ ンテロトキシン産生率 は 80~90%程度 ある一方で、健康な人、動物および自然界 から分離される菌株では1~2%以下と いわれている。エンテロトキシン以外にも、 A型からE型株で共通して産生する主要な 毒素としてα毒素(Clostridium perfringens enterotoxin: CPA) がある。 本毒素は溶血性等の毒性を持つが食中毒 発症には直接関与しないとされている。ウ エルシュ菌のエンテロトキシン産生は菌 の増殖とは関係なく、芽胞形成時にのみに 起こる。 芽胞細胞は、 70℃~80℃でショッ クを受け 54℃以下の保存条件で発芽し、 増殖するとされている。そのため、食品の 加熱調理後、室温放置した際などに、芽胞 細胞が急激に増殖し、食品中のエンテロト キシン濃度が増加する。エンテロトキシン 産生ウエルシュ菌が体内に取り込まれる と、腸管内でウエルシュ菌が芽胞を形成す る際に産生・放出されたエンテロトキシン が腸管粘膜に作用して腹痛や下痢などの 食中毒症状を起こす。

ウエルシュ菌食中毒は世界各国で発生 しており、欧米においてウエルシュ菌によ る集団下痢症は発生数および患者数とも に全集団下痢症の 10%を占め、重要な下 痢症起因菌であるとされている。日本では 大規模な集団発生事例が多く、1件当たり の患者数が他の細菌性食中毒よりも圧倒 的に多い食中毒として認識されている。原 因食品は、実際の食中毒事例から、食肉お よび魚介類の加熱調理品が多いとされて いる。しかしながら、その他にサンドウィ ッチやいなり寿司など肉類や魚介類が直 接含まれない食品からの事例も散発して おり、明確な原因食品は明らかにされてい ない。また、食品中のウエルシュ菌検査に 関して公定法や妥当性を確認した標準試 験法は示されていないため、統一した検査 法で網羅的な食品の調査は行われていな

そこで本研究では、鶏肉、牛肉、豚肉、 海藻、貝類、魚・エビ類、根菜等、カレー 粉および出汁・乾物の計9分類の食品に着 目し、ウエルシュ菌汚染実態調査を行った。

#### B. 研究方法

#### [1]検体

鶏肉 31 検体、牛肉 28 検体、豚肉 32 検体、海藻 19 検体、貝類 20 検体、魚・エビ類 21 検体、根菜等 32 検体、カレー粉 20 検体および出汁・乾物 52 検体の計 255 検体を供試した。これらの食品種別を供試検体の大分類と定義した(表1)。 さらに各

大分類における詳細な食品種類を中分類 および小分類と定義した(表1)。

## [2]検査手順

最初に、ストマッカー袋に液体チオグリコレート培地(日本製薬株式会社) 225 mlを取り、検体 25 g を加えて 1 分間ホモジナイズした。これを試料原液とした。試料原液をストマッカー袋に入れたまま、ウォーターバス中で内部温度 70 ℃に保持しつつ 20 分間加温した。その後、流水急冷しヒートシーラーで密閉し、アネロパック・ケンキ(株式会社スギヤマゲン)を用いて42 ℃・24 時間嫌気培養し、これを増菌培養液とした。

検体中の芽胞形成菌の定量法として、1 検体につき 2 枚の嫌気性パウチ (株式会社スギヤマゲン)に試料原液 10 ml とハンドフォード改良培地 (関東化学株式会社) 15 ml を加え混合し、パウチ内部の空気を追い出した後にヒートシーラーで密閉した。アネロパック・ケンキを用いて46  $\mathbb{C}$   $\cdot$  18 時間で嫌気培養後、形成した黒色コロニーを目視で確認し数を計測した。

増菌培養液からアルカリ熱抽出 法にて直接 DNA を抽出し、増菌培養 液中の CPE 産生遺伝子 cpe および CPA 産生遺伝子 cpa (=全てのウエ ルシュ菌が保有するホスホリパー ぜ C 遺伝子) の検出状況を確認した。

増菌培養液 100 μL を 8 連チューブ に分取し、14800 rpm・10 分間遠心 分離を行い、上清を除去した。沈査 に 50 mM NaOH を 85 μL 加え、100℃・ 10 分間サーマルサイクラーで加熱 した。加熱後 1M Tris-HC1(pH7.0) を 15 μL 加え、再び 14800 rpm・10 分間遠心分離を行い、その上清を DNA 抽出液とした。 DNA 抽出液をテ ンプレートとして、Quick Taq HS DyeMix (TOYOBO) を用いたマルチプ レックス PCR を行い、cpeおよび cpa を増幅した。プライマー塩基配列は 以下の通りである; multi-cpa-F(5'-GCTAATGTTACTGCCGTTGA-3') multi-cpa-R(5'-CCTCTGATACATCGTGTAAG-3') multi-cpe-F(5' -GGAGATGGTTGGATATTAGG-3') multi-cpe-R(5'-GGACCAGCAGTTGTAGATA-3')。PCR サ イクルは以下の通りである;サイク ル前熱変性 94℃・2 分→ (熱変性 94℃・30 秒、アニーリング 55℃・ 1 分、伸長反応 68℃・1分)×30 サ イクル→サイクル後伸長反応 68℃・ 5 分。アガロースゲル電気泳動で cpe および cpa の増幅の有無を判定

CHROMagar C. perfringens (CCP; 関東化学株式会社) 平板培地上に増 菌培養液を平板1枚あたり1エー

した。

ゼ量画線塗抹し、アネロパック・ケン キを用いて37℃・24時間嫌気培養を 行った。CCP 平板上に形成したオレ ンジ色のコロニーを推定ウエルシ ュ菌とした。推定ウエルシュ菌の単 コロニーを 1 シャーレにつき 10 個 ずつ釣菌し、分離培養用のチオグリ コレート寒天培地に接種し保存用 に培養すると同時に、Quick Tag HS DyeMix にプライマーを加えた PCR ミックスバッファーに菌体を直接 懸濁して、上述の増菌培養液からの cpe および cpa 検出プロトコルと同 様にマルチプレックス PCR を行い (コロニーPCR 法)、各コロニーの cpe および cpa 保有状況を判定した。

## C. 研究結果

[1] 供試検体の大分類別にみた芽 胞形成菌検出状況

 た検体 32 検体中で、増菌培養液からの直接 PCR 法またはコニーPCR 法またはコニー L は は は は な の な が 検 出 さ れ た の も ら で あ で あ で あ で あ で あ で あ は は ま た は は は ま さ れ れ な の の 直接 PCR 法 ま 出 さ れ れ な の で あ ら で を 検 出 さ れ れ れ れ 上 と な の も 3 検 体 の す 胞 は 出 と ん と い と 、 PCR に よ る cpe 検 出 と ん と い と は 関 連 性 は ほ と ん ど 期 連 性 は ほ と ん ど 期 連 性 は ほ と ん と は 国 連 性 は ほ と は 国 連 で る こ と は 国 が 示 さ れ た。

[2]供試検体の大分類別にみたウエルシュ菌毒素遺伝子検出状況

各供試検体の大分類別に見た cpa および cpe 保有ウエルシュ菌検出 状況を表 2 に示した。増菌培養液か らの直接 PCR 法、またはコロニー PCR 法から cpa が検出された検体の 割合は、鶏肉で 67.7% (31 検体中 21 検体)、豚肉で 6.3% (32 検体中 2 検)、貝類で 5.3% (19 検体中 1 検 体)、海藻で 65.6% (20 検体中 13 検 体)、生魚・エビで 9.5% (21 検体中 2 検体)、根菜等で 34.4% (32 検体 中 11 検体)、カレー粉で 45.0% (20 検体中 9 検体)、出汁・乾物で 49.0% (52 検体中 25 検体)であった。同時 に、cpe 陽性の検体も、海藻で 5.3%

(19 検体中 1 検体)、生魚・エビで 9.5% (21 検体中2 検体)、出汁・乾 物で 1.9% (52 検体中1 検体)の割 合で確認された。生魚・エビでは、 cpa が検出された2検体ともに cpe も保有していた。以上のことから、 cpa保有ウエルシュ菌陽性率が最も 高かったのは鶏肉、次いで海藻であ り、cpe保有ウエルシュ菌陽性率が 最も高かったのは生魚・エビ、次い で海藻であったことが確認された。 これまでウエルシュ菌食中毒の主 な原因食品として認識されてきた 肉類では、合計で 91 検体の検査を 行ったが、豚肉の 6.3%および鶏肉 の 67.7%から cpa のみが検出され たにすぎず、cpeは1検体も検出さ れなかった。

また、カレー粉では、コロニーPCR 法では 45.0%の検体で cpa が検出 されたにもかかわらず、増菌培養 からの直接 PCR 法では 1 検体の検 も大いった。その他の検 では、両遺伝子検出率は、増菌コロシーンの直接 PCR 法およびほう では同等または前者のほど、 ーPCRでは同等または前者のであった。 したがって接 とでは、食品成分が抽出 DNA に混入 して PCR 酵素を阻害し、PCR 増幅が 見られなかった可能性が考えられ た。 [3] 供試検体の中分類別にみたウエルシュ菌毒素遺伝子検出状況

増菌培養液からの直接 PCR 法ま たはコロニーPCR 法から、cpa また は cpe 遺伝子が 1 検体以上検出さ れた中分類の検体のみを結果から 抽出し、毒素遺伝子検出状況を表3 に示した。本表に掲載されない検体 区分では、cpa および cpe 遺伝子は いずれも1検体からも検出されな かった。増菌培養液からの直接 PCR 法、またはコロニーPCR 法から cpa が検出された検体の割合は、生鶏肉 で 67.7% (31 検体中 21 検体)、生豚 肉で 6.3% (32 検体中 2 検)、生エビ で 50.0%(4 検体中2 検体)、巻貝で 100%(2検体中2検体)、二枚貝で 61.1% (18 検体中 11 検体)、生海藻 (湯通し不明)で50.0%(2検体中 1 検体)、乾燥海藻で 25.0%(12 検 体中3検体)、乾燥魚介類で58.3% (24 検体中 14 検体)、海産物を含む 出汁類で 41.7%(12 検体中 5 検体)、 根菜で 28.0% (25 検体中7検体)、 葉野菜で57.1%(7検体中4検体)、 乾燥野菜・豆で 35.7% (14 検体中 5 検体)、カレー粉(スパイス粉末)で 45.0%(20検体中9検体)であった。 同時に、cpe 陽性の検体は、生エビ で 50.0% (4 検体中2 検体)、乾燥海 藻で 8.3% (12 検体中1 検体)、乾燥

魚介類で 4.2% (24 検体中 1 検体) の割合で確認された。以上のことから、海産物やそれを含む乾物でのみ cpe が検出され、これらでは cpa 陽性率も比較的高いことが示された。また、cpa は生鶏肉および根菜で野菜からも比較的高い陽性率で検出された。したがって、海洋河川・土壌、鶏体内または飼育・食鳥処理環境でのウエルシュ菌分布や、乾燥工程での芽胞の選択的な生存が関与する可能性が考えられた。

[4] 供試検体の小分類別にみたウエルシュ菌および cpe 保有ウエルシュ菌検出状況

海産物について、ウエルシュ菌、 特に cpe 保有株の分布を詳細に把 握するため、検体区分をさらに細分 し、増菌培養液からの直接 PCR 法ま たはコロニーPCR 法による cpa また は cpe 検出状況を集計し比較した。 cpaが検出された検体の割合は、エ ビ類では(表4)、生エビ4種で 50.0%(4検体中2検体)、および乾 燥サクラエビで 63.2%(19 検体中 12 検体)であった。貝類では(表 5)、 あさりで66.7%(9検体中6検体)、 およびしじみで 66.7% (6 検体中4 検体)、その他、検査検体数は各1 であったがつぶ貝、ホッキガイおよ びはまぐりで100%検出された。ム

ール貝は2検体中での検出は無か った。海藻では(表6)、乾燥昆布で 18.2% (11 検体中2 検体)、その他、 検査検体数は各1であったが乾燥 または生ヒトエグサ・アオサで 100%検出された。湯通し塩蔵生昆 布および生ワカメ、および生もずく での検出は無かった。cpe陽性の検 体は、生エビで 50.0%(4 検体中2 検体)、乾燥サクラエビで 8.3%(12 検体中1検体)、乾燥昆布で 9.1% (11 検体中 1 検体)であった。以上の ことから、エビ類、貝類、ヒトエグ サ・アオサ、乾燥昆布では cpa の陽 性率が、さらにエビ類および乾燥昆 布では cpe の陽性率も同時に高か った傾向にあることが示された。

乾燥サクラエビについては、国産おび海外産の間で陽性率を比較した。今回供試した19検体中16検体が海外産(台湾、中国、フィリピン、ベトナム)であったが、cpaおよび cpe 陽性となったのは全てのは全であった。貝類した全検体が国産品であったため産地ごと検体の傾かった。エビ類の結果を参照すると、今後、産地等による陽性率の比較れた。

#### D. 考察

本研究の結果から、従来、ウエルシュ菌食中毒の原因食品と考えられてきた肉類は、その重要性は低いことが示唆された。しかし今回供試した肉類検体は、豚肉1検体を除ったの類検体は、豚肉1検体を回のであったため、今回であったため、今回であったが、今後は、海外産肉類での検討も行う必要があると考えられた。

生・乾燥のエビ類、および海藻の中でも乾燥昆布から cpe またはこれの保有ウエルシュ菌が検出され、食中毒を起こすウエルシュ菌を出て着目するべき、であることが明らかとなった。乾燥サクラエビについては、海外生生でのウエルシュ菌分を、海洋でのウエルシュ菌分を、海洋でのウエルシュ菌分がある。

鶏肉、貝類、出汁類、根菜、葉野 多糖類等に加えて、香辛料の香気や菜、乾燥野菜・豆およびカレー粉に 辛味、色素、抗酸化成分として多様ついては、今回 cpe の検出は無かっ なフェノール系化合物等を含有したが、cpa の検出率は比較的高かっ ており、これらの成分がより強くた。ここに上述のエビ類および海藻 PCR 阻害作用をもたらしたと考えらを加えて、鶏肉、カレー粉の原料と れた。また生エビにおいては、増菌なるスパイス類を含めた乾物、土壌 培養液からの直接 DNA 抽出法のみが付着する野菜類、貝類およびエビ で cpa および cpe が検出され、これ類で、ウエルシュ菌分布濃度が高い らの遺伝子を保有するコロニーはと考えられることから、養鶏環境・ 分離されなかった。このことから、海洋・土壌でのウエルシュ菌分布や、 増菌培養液中にはこれらの遺伝子

乾燥工程での菌の付着や選択的な 生存が関与する可能性が示唆とれ た。エンテロトキシン産生ウエルシュ菌陽性 、海泥中のウエルシュ菌陽性 株は高いエンテロトキシン産生 を示すという報告がある。今後、ュ および加工食品の乾燥を からの、および加工食品のウエルシ 等の工程に着目し、食品のウエルシュ は要がある。

ウエルシュ菌が保有する cpa お よび cpe 検査法に関して述べる。カ レー粉では、増菌培養液からの直接 DNA 抽出法では cpa 陽性検体を検出 できなかったが、コロニーPCR法で は40%が陽性となった。この原因の 一つとして、カレー粉を含む増菌培 養液からの直接 DNA 抽出法では、抽 出物中に、一般的に PCR 阻害として 働くタンパク質、ポリフェノール類、 多糖類等に加えて、香辛料の香気や 辛味、色素、抗酸化成分として多様 なフェノール系化合物等を含有し ており、これらの成分がより強く PCR阻害作用をもたらしたと考えら れた。また生エビにおいては、増菌 培養液からの直接 DNA 抽出法のみ で cpa および cpe が検出され、これ らの遺伝子を保有するコロニーは 分離されなかった。このことから、

を保持したプラスミドの状態で混入する、またはそのプラスミドが CCP 培地に生育できない細菌種に乗った形で検体中に存在していた等の可能性が考えられた。このことについては今後検討し、手法の改良が必要と考えられた。

今後は、今回明らかとなった着目 するべき食品や、養鶏環境、海洋、 農地土壌といった環境材料におけ るウエルシュ菌分布調査を進める。 それらの由来株とウエルシュ菌食 中毒患者由来株の遺伝子解析があります。 能を考察することによって、食中毒 原因株の汚染源を特定している。 定である。

## E. 結論

本年度からウエルシュ菌および
cpe 保有汚染実態調査を開始した。
従来、ウエルシュ菌食中毒の原因食品と考えられてきた肉類の汚染原因菌としての重要性は低く、海産物や乾物の重要性が新たに確認された。今後は、養鶏環境、海洋河川、土壌でのウエルシュ菌分布を調査し、菌株のジェノタイピングを行い、菌の動態を考察することによって、菌の動態を考察することによって、食中毒原因株の汚染源を特定していく予定である。

F. 健康危険情報 なし

- G. 研究発表
- 1. 論文発表 無し

2. 学会発表無し

H. 知的財産権の出願・登録状況 なし

表 1 供試検体一覧

大分類	中分類	小分類	試験数	小書
鶏肉	生鶏肉	ムネ肉、モモ肉、ササミ	31	31
牛肉	生牛肉	ロース肉、モモ肉、バラ肉、小間切れ、カレー用	28	28
豚肉	生豚肉	ロース肉、モモ肉、バラ肉、小間切れ、カレー用	32	32
	生海藻湯通し不明	生もずく、生ヒトエグサ・アオサ	2	
海藻	湯通し塩蔵海藻	生昆布、生ワカメ	5	19
	乾燥海藻	乾燥昆布、乾燥ヒトエグサ・アオサ	12	
	巻貝	ツブ貝、ホッキガイ	2	0.0
貝類	二枚貝	はまぐり、あさり、しじみ、ムール貝	18	<del></del> 20
	淡水魚	鮎	1	
生魚・エビ	生エビ	アカエビ、シバエビ、クルマエビ、ガスエビ	4	<del></del> 21
生思・エロ	海水石	タイ、ブリ、サケ、マダラ、カレイ、イワシ、	1.6	<b>—</b> 21
	海水魚	サンマ	16	
	葉野菜	チンゲンサイ、ホウレンソウ、小松菜	7	
根菜等	扣带	タマネギ、ジャガイモ、ゴボウ、ニンジン、	25	32
	根菜	大根、長いも、ショウガ、サトイモ	25	
カレー粉	スパイス粉末	ターメリック・コリアンダー・クミン・チリ・	20	20
	ハハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ	パプリカ・シナモン・カルダモン等のミックス	20	20
	乾燥キノコ	4		
	鰹節・昆布・いりこ出汁・あご出汁・シン海産物を含む出汁類		12	_
出汁・乾物	1941年7277年日日日日根	のミックス	14	52
	乾燥野菜・豆	切干大根、切干人参、乾燥小豆	12	
	乾燥魚介類	乾燥サクラエビ、干しイカ、干しイワシ	24	
	合計			254

表2 検体区分(大分類)別にみたウエルシュ菌毒素遺伝子検出結果の比較

				cpe遺伝子	伍子					cpa	cpa遺伝子		
	遺伝子検出法	類)	菌培養液 のPCR	П	⊐⊏ PCR	理 二	増献培養液 または コロニーPCR	増 の	増菌培養液 のPCR	П	⊐⊏-PCR	増加	増菌培養液 または コロニーPCR
	試験検体数	陽多	性検体数 陽性率)		陽性検体数 (陽性率)	陽体(陽)	陽性検体数 (陽性率)			陽位	陽性検体数 (陽性率)	 	陽性検体数 (陽性率)
30 区	31	0	(%0.0)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	21	(87.78)	21	(87.7%)	21	(87.7%)
十松	28	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
聚	32	0	(0.0)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	2	(8.3%)	2	(8.3%)	2	(8.3%)
洪洪	19	П	(2.3%)	0	(0.0%)	П	(2.3%)	က	(15.8%)	2	(10.5%)	4	(21.1%)
員業員	20	0	(0.0)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	00	(45.0%)	11	(22.0%)	13	(85.0%)
生魚・エビ	21	2	(8.5%)	0	(0.0%)	2	(8.5%)	2	(8.5%)	0	(0.0%)	2	(8.5%)
根菜等	32	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	10	(31.3%)	11	(34.4%)	11	(34.4%)
セフー巻	20	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	ರಾ	(45.0%)	0.	(45.0%)
出汗・乾物	52	1	(1.9%)	1	(1.9%)	П	(1.9%)	19	(37.3%)	23	(45.1%)	25	(49.0%)
如	255	4	(1.6%)	1	(0.4%)	1	(1.6%)	99	(26.0%)	79	(31.1%)	87	(34.1%)

検体区分(中分類)別にみたウエルシュ菌毒素遺伝子検出結果の比較 表3

			cpe遺伝子			cpa遺伝子	
検体区分 (中分類)	遺伝子検出法	増菌培養液 のPCR	⊐ □ ⊑ − PCR	増菌培養液 または コロニーPCR	増菌培養液 のPCR	□ □ □ □ − PCR	増菌培養液 または コロニーPCR
	試験 検体数	陽性検体数 (陽性率)	陽性検体数 (陽性率)	陽性検体数 (陽性率)	陽性検体数 (陽性率)	陽性検体数 (陽性率)	陽性検体数 (陽性率)
生鶏肉	31	0.0%)	0 (0.0%)	0 (%)(0.0)	21 (67.7%)	21 (67.7%)	21 (67.7%)
生豚肉	32	0 (%0:0)	0 (0.0%)	0 (%0.0)	2 (6.3%)	2 (6.3%)	2 (6.3%)
升 人 人	4	2 (50.0%)	0 (0.0%)	2 (50.0%)	2 (50.0%)	0 (%0.0)	2 (50.0%)
樂	2	0 (%0:0)	0 (0.0%)	(%0.0)	2 (100.0%)	0 (%0.0)	2 (100.0%)
二枚貝	18	0 (%0:0)	0 (0.0%)	0 (%0.0)	7 (38.9%)	11 (61.1%)	11 (61.1%)
生海藻 湯通し不明	2	0 (%0:0)	0 (0.0%)	0 (%0.0)	0 (%0.0)	1 (50.0%)	1 (50.0%)
乾燥海藻	12	1 (8.3%)	0 (0.0%)	1 (8.3%)	3 (25.0%)	1 (8.3%)	3 (25.0%)
乾燥魚介類	24	$\frac{1}{(4.2\%)}$	$\frac{1}{(4.2\%)}$	1 (4.2%)	11 (45.8%)	13 (54.2%)	14 (58.3%)
海産物を含む 出汁類	12	0 (%0:0)	(%0.0)	(%0.0)	3 (25.0%)	5 (41.7%)	5 (41.7%)
根菜	25	0 (%0:0)	(%0.0)	(0.0%)	6 (24.0%)	7 (28.0%)	7 (28.0%)
葉野菜	7	0 (%0:0)	(0.0%)	(0.0%)	4 (57.1%)	4 (57.1%)	4 (57.1%)
乾燥野菜・豆	14	0 (0:0%)	0(0.0%)	0.0%)	5 (35.7%)	5 (35.7%)	5 (35.7%)
カレー巻 (スパイス巻末)	20	(%0.0)	(%0.0)	(%0.0)	(0.0%)	9 (45.0%)	9 (45.0%)

表4 エビ類におけるウエルシュ菌毒素遺伝子検出結果の比較(増菌培養液の PCR またはコロニーPCR での検出)

横体区分	検体区分	試験	陽性検体数	(陽性率)
(大分類または中分類)	(小分類)	検体数	сре	сра
			遺伝子	遺伝子
	アカエビ、シバエビ、		2	2
生エビ	クルマエビ、ガスエビ	4	(50,00%)	(50,00%)
	の各 1		(50.0%)	(50.0%)
+442 4 1 1 1 1	+410 11 4 - 12	1.0	1	12
乾燥魚介類	乾燥サクラエビ	19	(5.3%)	(63. 2%)

表 5 貝類におけるウエルシュ菌毒素遺伝子検出結果の比較(増菌培養液の PCR またはコロニーPCR での検出)

横体区分	横体区分	試験	陽性検体数	(陽性率)
(大分類または中分類)	(小分類)			cpa 遺伝子
N/A ET	つぶ貝	1	0 (0.0%)	1 (100.0%)
巻貝	ホッキガイ	1	0 (0.0%)	1 (100.0%)
	あさり	9	0 (0.0%)	6 (66. 7%)
	しじみ	6	0 (0.0%)	4 (66. 7%)
二枚貝	はまぐり	1	0 (0.0%)	1 (100. 0%)
	ムール貝	2	0 (0.0%)	0 (0.0%)

表 6 海藻におけるウエルシュ菌毒素遺伝子検出結果の比較(増菌培養液の PCR またはコロニーPCR での検出)

検体区分	検体区分	試験 _	陽性検体数(陽性率)		
(大分類または中分類)	(小分類)	検体数	cpe	cpa	
			遺伝子	遺伝子	
	乾燥	1	0	1	
	ヒトエグサ・アオサ	1	(0.0%)	(100.0%)	
	生		0	1	
	ヒトエグサ・アオサ	1	(0.0%)	(100.0%)	
-	# ld F +	1.1	1	2	
海拉	乾燥昆布	11	(9.1%)	(18.2%)	
海藻	湯通し塩蔵生昆布	0	0	0	
		3	(0.0%)	(0.0%)	
- -	H- 1 - 12 /	1	0	0	
	生もずく	1	(0.0%)	(0.0%)	
-	羽飞 上去 4 p 2 p	0	0	0	
	湯通し塩蔵生ワカメ	2	(0.0%)	(0.0%)	

機関名 国立医薬品食品衛生研究所

# 所属研究機関長 職 名 所長

氏 名 合田 幸広

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理 については以下のとおりです。

1. 研究事業名								
制御の	ための核	食査法の開	発及び汚染実態把握の	ための研究_				
生微生	生物部 舅	第三室長						
度辺	麻衣子(	ワタナベ	マイコ)					
<b>*</b> ★ 当 小	比の右無	左	E記で該当がある場合のみ記	入 (※1)				
有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※ 2)				
	Ø							
	Ø							
	Ø							
その他、該当する倫理指針があれば記入すること       □       □       □         (指針の名称:       )       □       □								
その他(特記事項) 								
			遺伝子解析研究に関する倫理指	針」、「人を対象				
下正行	為への対	対応につい	て					
受	養講 ☑	未受講 🗆						
定	す☑ 無□	□(無の場合は	さその理由:	)				
1	す ☑ 無 □	□(無の場合は	太委託先機関: 	)				
1	す☑ 無□	□(無の場合は	はその理由:	)				
	制 生 度	制御のための材 生微生物部 (基本) (基本) (基本) (基本) (基本) (基本) (基本) (基本)	制御のための検査法の開生微生物部 第三室長	制御のための検査法の開発及び汚染実態把握の注生微生物部 第三室長  変辺 麻衣子 (ワタナベ マイコ)				

有 □ 無 ☑ (有の場合はその内容:

当研究に係るCOIについての指導・管理の有無